

# 15のいす

## 裁判員制度 の「定着」

最高裁判所判事

古田 佑紀

今年頂いた年賀状の中で「裁判員制度は何時になったら定着するんだ」というお尋ねがあった。どういう状態になったことをもって「定着」したといえるかは、なかなか難しいが、一つのメルクマールは、それが当然のものとして自然に受け止められ、報道等も特にそれを新しいものとして焦点を当てた取り扱いをしなくなるような状態になった時であろうと思われる。その意味では、裁判員裁判は、依然として制度自体が関心の対象となっており「定着」したとはいえないであろう。裁判員制度が施行されてから今年の5月で2年になるが、最初の1年は、審理の事前準備の必要もあって、比較的シンプルな事件が中心となり、難しい事件については昨年の半ば以降からいくつか審理の対象となった状況である。裁判員制度が当然のものとして受け止められるようになるには、いろいろなタイプの事件が複数対象となって、その審判のイメージがおおむね共有されるような状況になるこ

とが必要と思われ、そのような状況になるには、裁判員裁判の数がまだまだ少なく、なお数年を要するであろう。

しかしながら、これまでの裁判員裁判の様子を見ると、その導入を検討していたころに想定した範囲を越えた事柄、現象はこれまで起こっていない。その理由として考えられることはいろいろあるが、基本的には日本国民の物事に対するまじめさ、真剣さがその根底にあるといえよう。冒頭に紹介したお尋ねには、裁判員制度が本当に定着するのだろうかという疑問が含まれているように思われるのであるが、今述べたようなこれまでの状態からすれば、定着することについて大きな不安はないと考えられる。だからといって、裁判員制度が国民の支持の下に定着するための努力が不要というわけではないのはもちろんであり、今後少なからず予想される困難な事件についての適切な審理の実現などに関し、関係者の一層の努力が求められる。

(ふるた・ゆうき)